

議員提出議案第9号

墨田区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年3月27日

墨田区議会議長

福田 はるみ 様

提出者	墨田区議会議員	佐藤 篤
	同	たきざわ 正 宜
	同	大 門 しろう
	同	あ べ よしたけ
	同	おおこし 勝 広
	同	たかはしのりこ
	同	としま 剛
	同	しみず 良 平

墨田区議会会議規則の一部を改正する規則

墨田区議会会議規則（昭和31年墨田区議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げし、又は延長することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて、会議に諮って決める。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げし、又は延長することができる。

第99条中「外とう、襟巻」を「コート、マフラー」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

会議時間の変更の柔軟化等を図るため、会議中以外の時間においても会議時間の変更を可能とする規定等を追加するほか、諸般の情勢に鑑み、議場へ入場する者の着用品について、許可制から届出制への変更その他規定整備をする必要がある。